(厚生労働委員会)

児 童 虐待 の防止等 に . 関 する法 律及び 児童 福祉法 の — 部 を改正する法律案 (衆第二〇号) (衆議

院提出)要旨

本 法 律 案 は、 適 切 かつ 確 実 な児 童 一虐待の 防止等を図るため、 児 童 の 親権を行う者の親権を行うに当たっ て

の 責 務 を 明 5 か に するとともに、 児 2 童虐待 を受け た と思 わ れ る児 童 に つ 11 τ の 児 童 相 談 所 長 等に よる安 全 **ത**

確 認 を 行 う ため の 措 置 の 実 施 の 義 務 化 児 童 虐 待 が 行 わ れ て l١ る 疑 L١ が あ る 場 合 に お け る 臨 検 等 の 制 度 の 創

設 児 童 虐 待 を 行 つ た 保 護 者 に ょ る 児 童 の 身 辺 ^ の つ き まと L١ 等 を 禁 止 す る 制 度 の 創 設、 正 当な 理 由 なく 立

λ 調 查 を 拒 否 L た 者に 対す る 罰 金 の 額 の 引 上 げ そ の 他 必要な措置 を講じようとするも の で あ ı) そ の 主 な 内

容は次のとおりである。

第一 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

一目的

法の目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記する。

二 安全確認義務

市 町 村、 都 道 府 県 の 設 置 す る 福 祉 事 務 所 又は 児 童 相 談 所が 児 童 虐 待 に . る 通告等 を受け たときは、 市

町 村 福 祉 事 務 所 又 は 児 童 相 談 所 の 長 は 速 ゃ か に 当 該 児 童 の 安 全 の 確 認 を 行う た め の 措 置 等 を 講 ず

るものとする。

三 出頭要求

都 道 府 県 知 事 は、 児 童 虐 待 が 行 わ れ て ١J る お そ れ が あ ると 認 め るときは、 保 護 者 に 対 ŕ 当該 児 童

同 伴 L て 出 頭 す ることを求 め、 児 童 の 福 祉 に 関 す る 事 務 に 従 事 す る 職 員 等 に 必 要 な 調 查 又 は 質 問 を さ

ることができる。

四 再出頭要求

都 道 府 県 知 事 ば 保 護 者 が 正当 な理 由 なく 立 入調 查等 を 拒 否し た 場 合に お しし て、 児 童 虐 待 が 行 わ れ て

L١ る お そ れ が あ ると 認 め る と き は 当 該 保 護 者 に 対 ŕ 当 該 児童 を 同 伴 L て 出 頭することを 求 め、 児 童

の 福 祉 に 関 す る 事 務 に 従 事 す る 職員 等 に 必 要な 調 查 又は 質 問 をさせることができる。

五 臨検等

都 道 府 県 知 事 は、 保 護 者が 四四 の 再出 頭要求を拒否し た場合におい て、 児童虐待が行われてい る疑

しし

が

せ

を

あ るときは、 当 該 児 童 の 安全 の 確認 を 行 L١ 又 は そ の安全を確 保する ため、 児 童 の 住 所又は 居 所 の 所 在 地

を 管 轄 す á 地 方 裁 判 所 家 庭 裁 判 所 又 は 簡 易 裁 判 所 の 裁 判 官 が あ 5 か じ め 発 パする 許 可 状 に ょ IJ 児 童 **ത**

福 祉 に 関 す る 事 務 に 従 事 す る 職 員 に 児 童 の 住 所 若 L < は 居 所 に 臨 検 さ せ、 又 は 児 童 を 捜 索 さ せることが

できる。

六 保 護 者が 勧 告 に 従 わ な い 場 合 の 措 置

都 道 府 県 知 事 ば 児 童 虐 待 を 行 つ た 保 護 者 に 対 す る 指 導 に 係 る 勧 告 に保 護 者 が 従 わ な しし 場 合に お L١ て

必 要 が あ る لح 認 め ると き は、 児 童 虐 待 を 受 け た 児 童 につ l١ て、 時 保 護、 強 制 入 所 措 置 そ の 他 の 必 要 な

措置を講ずるものとする。

七 面会等の制限等

1 時 保 護 及 び 同 意 施 設 入 所 措 置 の 場 合に ŧ 強 制 施 設 入所措置の場合と同 樣 に 児 童 相 談 所 長 等 は

児 童 虐 待 を 行っ た 保護者につ ١١ て、 当該児童との面会及び通信 の全部又は 部 を 制 限することができ

る。

2

都 道 府 !! 県知 事 ば、 強制 入所措置の場合におい て、 面会及び通信の全部が制限されているときは、 児

童 虐待を行った保護者に対し、 期間を定めて、 当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近

でのはいかいを禁止することを命ずることができる。

親

権

の

代行

第二

児 童

福祉

法

の

部改正

児 童 相談 所長は、 未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、 親権を行う者又は未成年後

見人があるに至るまでの間、親権を行う。

二罰則

正当な理由がないのに立入調査を拒否した者等に対する罰金の額を、 三十万円以下から五十万円以下

に引き上げる。

第三 その他

一施行期日

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

一 検 討

1

から

親

権

に

係

る

制

度

の見

直

U

に

つい

て

検討を

行

Υĺ

そ

の

結果に

基づ

しし

て必要

(な措)

置

を

講ず

る

も

の

۲

点

政 府は、 この法 律 :の施! 行 後三年以内に、 児 童 虐 待 の 防 止等を図り、 児 童 の 権 利 利 益 を擁 護 する観

る。

2 政 府は、 児 童 |虐待を受け た 児 童 の社会的 養 護 に 関 ŕ 里 親及 び 児 童 養 護 施 設 等 の 量 的 拡 充 に 係 る 方

策、 児 童 養 護 施 設 等 に おけ る 虐 待 の 防 止 を 含 む 児 童 養 護 施 設 等 の 運 営 の 質 的 向 上 に 係 る 方 策、 児 童 養

護 施 設 等 に λ 所 し た 児 童 に 対 す る 教 育 及 び 自 立 の 支 援 の 更 なる 充 実 に 係 る 方策そ の 他 必要 な 事 項 に つ

١١ て 速 ゃ か に 検 討 を 行 ſί そ の 結果 に 基づ ١J て 必 要な 措 置 を 講ずるものとする。